

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年7月23日

横浜市契約事務受任者

道路・交通政策局長 角野 智史

1 契約の概要

戸塚駅西口バスセンターエレベーター4号機修繕

2 履行（納品）場所

戸塚区戸塚町16番地先

3 契約日

令和8年6月25日

4 履行日又は履行期間

令和8年8月31日

5 契約金額

605,000円（うち消費税及び地方消費税相当額55,000円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

東京都台東区上野3-4-9

中央エレベーター工業株式会社

代表取締役 福田 賢司

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

戸塚駅西口バスセンターエレベーター4号機において、豪雨によるピット浸水が発生し、ピット内機器の一部が損傷したため、エレベーターの運行継続が不可能な状態となりました。運行停止によりバスセンター利用者の利便性に大きな支障が生じていることから、早急な復旧を図るため、緊急契約を締結したものです。

8 契約の相手方の選定理由

当該エレベーターの点検保守会社である中央エレベーター工業株式会社以外では、本修繕の実施が不可能なため。

9 所管課

道路・交通政策局道路部施設課